

広島市条例第6号

令和7年3月28日

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関
する条例

(広島市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 広島市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年広島市条
例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する条例(昭和26年8月11日広島市条例第1
6号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

附則第3項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年3月30日広島市

条例第62号)の一部を次のように改正する。

第19条の2第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第19条の3第1項第1号及び同条第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例の一部改正)

第4条 広島市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例

(昭和24年4月28日広島市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第17条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3号中「懲役若しくは禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第19条第1項中「一」を「いずれか」に改め、同項第2号中「こえる懲役若しくは禁この刑」を「超える拘禁刑」に改める。

第26条の2第1項中「一」を「いずれか」に改め、同項第2号中「こえる懲役若しくは禁この刑」を「超える拘禁刑」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 職員の退職手当に関する条例(昭和28年広島市条例第62号)

の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第5項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第14条の見出し、同条第1項第1号、第15条第1項第1号及び第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(広島市暴走族追放条例の一部改正)

第6条 広島市暴走族追放条例（平成14年広島市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第19条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（広島市敬老金条例の一部改正）

第7条 広島市敬老金条例（昭和33年広島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（広島市心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第8条 広島市心身障害者扶養共済制度条例（昭和55年広島市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第11条第2号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（広島市ふぐの処理に関する条例の一部改正）

第9条 広島市ふぐの処理に関する条例（令和4年広島市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第20条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部改正）

第10条 広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年広島市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第18条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（広島市土砂堆積規制等条例の一部改正）

第11条 広島市土砂堆積等規制条例の一部を改正する条例（令和6年広島市条例第52号）による改正後の広島市土砂堆積規制等条例（平成16年広島市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第29条及び第30条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(広島市屋外広告物条例の一部改正)

第12条 広島市屋外広告物条例（昭和54年広島市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第28条の2中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(広島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第13条 広島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年広島市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第14条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年広島市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、広島市土砂堆積等規制条例の一部を改正する条例附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用するときは、当該罰則に定める刑のうち刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」と

いう。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役はその刑と長期を同じくする拘禁刑とする。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第19条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第17条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。